

2024年度 彩の国カップ 第29回埼玉県サッカー選手権大会

【大会要項（抜粋）】

■ 大会名称

2024年度 彩の国カップ 第29回埼玉県サッカー選手権大会

■ 主催団体

公益財団法人埼玉県サッカー協会

■ 主管団体

公益財団法人埼玉県サッカー協会第1種委員会

■ 共催

共同通信社さいたま支局 埼玉新聞社

■ 後援

テレビ埼玉 FM NACK5 NHKさいたま放送局

■ 協賛

株式会社モルテン

■ 開催日程

- 1 回 戦 : 2024年4月20日(土) 14:00キックオフ
- 代表決定戦 : 2024年5月11日(土) 14:00キックオフ

■ 試合会場

- 1 回 戦 : 青木町公園総合運動場（陸上競技場）
- 代表決定戦 : NACK5スタジアム大宮

■ 参加チーム

公益財団法人日本サッカー協会（以下、JFA）に第1種登録している、以下の各項に定める計3チームを参加チームとする

- (1) 当該年度に明治安田J3リーグに所属する埼玉県に所在するチーム（大宮アルディージャ）
- (2) 埼玉県社会人サッカー連盟に加盟し、連盟予選を勝ち上がった1チーム（東京国際大学FC）
- (3) 埼玉県大学サッカー連盟に加盟し、連盟予選を勝ち上がった1チーム（東京国際大学体育会サッカー部）

■ 大会方式

トーナメント方式で行う

■ 参加資格

本大会への参加資格を有する選手及びスタッフは以下の各項を満たす者とする

- (1) 当該年度、JFAへ登録されている選手であること（本大会の選手登録は1チーム最大40名以内とする）
- (2) 別途、定められた期日までに本大会のエントリーが完了した選手及びスタッフであること
- (3) 参加チームは、本大会に5名までの外国籍選手を参加申込みすることができる。そのうち試合にエントリーできるのは

3名までとする。ただし、J3に所属するチームにおいては外国籍選手の人数に制限を設けないものとする。また、J3チームの試合にエントリーできる外国籍選手の1チームあたりの上限は4名とする。なお、タイ・ベトナム・ミャンマー・カンボジア・シンガポール・インドネシア・マレーシアの国籍を有する選手は、Jリーグ提携国枠の選手として、外国籍選手ではないものとみなす

- (4) 外国籍の選手は就労または就学ビザ取得者に限り、JFAに外国人登録を行った上、登録できる
- (5) 日本で義務教育を受けた選手1名をJFAに申請し、外国籍扱いしない登録選手にすることができる
- (6) JFAにより「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームに所属する選手は移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができる。この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。但し、適用対象となる選手の年齢は第2種年代のみとし、同一「クラブ」内の第2種登録チームから選手3名まで各試合へのエントリーを認め、3名が出場できる。第1種、シニアの年代の選手は適用対象外とする。また、本大会に別チームで一度でも出場した選手は、クラブ申請制度においても適用されない
- (7) チームは試合出場に際し、WEB登録システム「KICKOFF」から出力した選手証、登録選手一覧を印刷、あるいはスマートフォンやPC等の画面に表示することができるようにしておかなければならない。
ただし、写真貼付により、顔の認識ができるものとする

■ ユニフォーム

大会実施年度のJFAユニフォーム規程による

正副2組の異色のユニフォーム(シャツ、パンツ、ストッキング、GK共)を準備し、参加申込書により大会登録すること。

尚、参加申込書提出期限後のユニフォーム及び背番号の変更は認めない

■ マッチコミッショナー

今大会ではマッチコミッショナーを設置し、次の事項を遵守しなければならない

- (1) キックオフ時刻の70分前に出場チーム(監督及びチームスタッフ)、審判員、運営責任者を集め、マッチコーディネーションミーティングを開催する
- (2) 試合前に大会参加申込書、メンバー提出用紙ならびに選手証により選手の試合出場の資格を確認しなければならない

■ 会場への到着

チームは、キックオフ時刻の70分前までに会場に到着しなければならない

■ メンバー表の提出

- (1) チームは、以下の試合開始前の時間までに、「メンバー提出用紙」へ必要事項を記入し、全選手の選手証とともに本部に提出し試合エントリーを完了しなければならない。
 - 1回戦：試合開始前70分前まで
 - 代表決定戦：試合開始前150分前まで
- (2) 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審及びマッチコミッショナーの承諾を得た場合に限り認められる。なお、認められる選手の変更は次のとおりとする。ただし補充する選手は出場チームが事前にエントリーをした40名の中からとする
 - ①先発選手の場合、控え選手を先発選手に変更し、新たな選手を控え選手として補充することができる。
当該先発予定選手を控え選手に変更することはできないが、ゴールキーパーについては例外として認める。
 - ②控え選手の場合、新たな選手を補充することができる。

■ チームベンチについて

チームベンチはピッチ上本部からフィールドに向かって

- 左側・・・トーナメント表の左側に記載されているチーム
- 右側・・・トーナメント表の右側に記載されているチーム

■ 試合勝敗の決定

- (1) 試合は90分（前・後半45分）とし、90分で勝敗が決しない場合、30分（前・後半15分）の延長戦を実施する
- (2) 前項の延長戦で勝敗が決しない場合は、ペナルティーキック方式にて次戦進出チームを決定する
- (3) 延長戦・ペナルティーキック方式に入る前のインターバルは以下の通りとする
 - ①延長戦に入る前のインターバル：3分以内
 - ②ペナルティーキック方式に入る前のインターバル：1分以内

■ キックオフ時刻の厳守及びハーフタイム

第1種委員会が定めたキックオフ時刻を遵守しなければならない

- (1) いずれか一方のチームがキックオフ時刻に会場に現れない場合、相手チームは45分間待機する
- (2) 前項の待機時間経過後、会場に現れなかったチームは、敗戦したものとみなす
- (3) ハーフタイムのインターバルは、原則、15分間とし、後半のキックオフ時刻は、前半終了時刻の15分後とする

■ 試合の中止及び中断の決定

試合の中止は、主審がマッチコミッショナー及び運営責任者と協議のうえ決定する。主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合、マッチコミッショナー及び運営責任者が協議のうえ決定する。

■ 選手の交代

選手の交代は、次のとおりとする

- (1) 試合中の選手交代は5名以内とし、交代回数は3回までとする。試合中の交代は各チーム、ハーフタイム時を除く最大3回とする。
- (2) 延長戦において、その直前の90分間の交代人数および交代回数と合わせて、最大6名かつ合計4回(ただしハーフタイム、延長戦開始前および延長戦のハーフタイムを除く)までの選手交代を行うことができる。
- (3) 交代は、退出選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない。
- (4) 脳振盪またはその疑いのある選手が発生した場合の取り扱いは、次の各号の通りとする。
 - ① 本項に基づく選手の交代は、本条第1項および第2項に定める交代人数および交代回数に含まれない。ただし、人数は1名に限るものとする。
 - ② 本項に基づく選手の交代は、実施委員会が別途指定する、本条第1項および第2項の通常の選手の交代と判別できる手続きで行われなければならない。

■ 敗戦とみなす場合

試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由あるチームは敗戦したものとみなす

■ 不可抗力による開催不能または中止

試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合、その試合は、「再試合」、「再開試合」または「中止時点で試合終了」のいずれかとし、実施委員長が決定する。

- (1) 「再試合」、「再開試合」または「中止時点で試合終了」とは、次のとおりとする
 - ① 「再試合」はその試合を不成立とし、あらためて最初から別の試合を実施する。
 - ② 「再開試合」はその試合の中止時点から残りの試合時間を競技し、中止時点までと残りの部分の競技結果を合わせて1つの試合として取り扱う
 - ③ 「中止時点で試合成立」は中止以降の試合時間を競技することなく、中止時点の結果をもって1つの試合として取り扱う
- (2) 試合開始前の場合、キックオフ時刻から最大1時間待ち、試合実施が不可能な場合は延期試合とし、予備日程にて試合を実施する。なお、代表決定および代表決定戦進出チームを選出できなかった場合は、下記、■その他（5）に則り、決定することとする

(3) 試合開始後、主審が試合中断を判断し、その後1時間を超えた場合の処置は次のとおりとする

- ① 当該試合が前半を終えている場合は、試合が中断した時点でのスコアをもって試合成立とする。但し、スコアが同点の場合は、下記、■その他(5)に則り、勝敗を決する。
- ② 当該試合が前半を終えていない場合、さらに最大1時間待ち再開不可能な場合は、主審、マッチコミッショナー、運営責任者、両チーム代表者が協議の上、別途「再試合」を行う。但し、両チーム及び関係者(審判等)の予定及び会場確保の可否などの観点から「再試合」を実施する日程が組めない場合、試合が中断した時点でのスコアをもって勝敗を決する。スコアが同点の場合は、下記、■その他(5)に則り、勝敗を決する。

■ 退場処分

退場処分を受けた選手は、本大会規律委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退席処分を受けたチームスタッフについても同様とする。なお、退場を命ぜられた選手の残存した出場停止処分については、順次、次の公式戦で適用される。但し、代表決定戦で退場処分を受け、次戦以降の出場停止処分を裁定された選手は、当該チームが天皇杯本大会に進出する場合、本大会をその対象試合とする。また当該チームが天皇杯本大会に進出しない場合、次戦の公式戦をその対象試合とする

■ 警告による出場停止処分

同一試合で2回の警告による退場を命ぜられた選手の出場停止処分については、順次、次の公式戦で適用される。但し、代表決定戦で2回の警告による退場処分を受け、次戦以降の出場停止処分を裁定された選手は、当該チームが天皇杯本大会に進出する場合、本大会をその対象試合とする。また当該チームが天皇杯本大会に進出しない場合、次戦の公式戦をその対象試合とする

■ 本大会期間中の累積警告

本大会期間中の累積警告は、本大会をもって効力を失う

■ 義務

優勝チームは天皇杯 JFA 第104回全日本サッカー選手権大会に埼玉県代表として出場する

■ 大会規律委員会

本大会に大会規律委員会を設置し、(公財)埼玉県サッカー協会は、(公財)日本サッカー協会の懲罰規程第3条により委任された所管する懲罰権の一部を懲罰規程第25条に基づき当該大会規律委員会へ再委任する

■ その他

- (1) 参加資格に違反し、そのほか不正な行為があった場合は、本大会規律委員会にて協議及び懲罰案を作成され、(公財)埼玉県サッカー協会フェアプレー規律委員会の裁定を受ける
- (2) 競技中における負傷・疾病等の応急処置以外は、各チームの責任で処置する
- (3) 参加者は健康保険証を持参し、スポーツ傷害保険に加入していること
- (4) その他、開催要項に記載のない諸問題が生じた場合は第1種委員会にて措置を決定する
- (5) 開催の延期・中止により代表決定ができなかった場合、または代表チームが不正などにより本大会出場が不可となった場合は、①J3チーム、②代表決定戦進出チーム(J3チーム除く)、③1回戦進出チーム(左記①と②のチームを除く)、④前年度上位進出連盟の代表チーム、⑤県協会推薦チームの順で県代表を選出する